

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
公 示	
○生活保護法による介護機関の指定.....	(保護課) 121
○生活保護法による指定介護機関の変更(廃止、休止)の届出.....	(保護課) 122
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(土地改良指導課) 122
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可.....	(土地改良指導課) 122
○土地改良事業の工事の完了の届出.....	(土地改良指導課) 122
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課) 123
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課) 123
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課) 123
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課) 124
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始.....	(道路計画課) 124
○道路の区域の変更.....	(道路整備課) 124
○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) 125
○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) 125
○土地区画整理事業に係る換地処分の実施の届出.....	(都市環境課) 125
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....	(公園水道課) 126
公 告	
○公募型プロポーザルの実施.....	(情報政策課) 126
○公募型プロポーザルの実施.....	(情報基盤課) 127
○北海道介護支援専門員実務研修受講試験の実施.....	(介護保険課) 127
○公募型プロポーザルの実施.....	(雇用対策課) 128
道札幌中央道税事務所公告	
○軽油引取税免税証の無効処分.....	129
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の告示の訂正.....	129
日高海区漁業調整委員会告示	
○日高海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程.....	130

告 示

北海道告示第1221号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

名 称 又 は 氏 名	サ ー ビ ス の 種 類	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日
株式会社コムスン函館美原ケアセンター	訪問介護	函館市美原3丁目53番37号 西浦ビル2階	平成15.6.1
ヘルパーステーションステラ	同	函館市松陰町11番5号 カーサ松陰101号	同 15.6.2
函館タクシー株式会社・介護センター	同	函館市日乃出町22番38号	同 15.7.1
サ ー ビ ス 藍	同	伊達市山下町147番地217	同 15.4.1
リリエンス訪問介護事業所	同	室蘭市築地町138番地	同 15.6.1
リリエンス居宅介護支援事業所	居宅介護 支援	同	同
社会福祉法人稚内市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション	訪問介護	稚内市宝来2丁目2番24号 旧教育庁舎内	同 15.4.1
社会福祉法人稚内市社会福祉協議会在宅介護サービスセンター	居宅介護 支援	稚内市宝来2丁目2番24号 旧教育庁舎内	同
ヘルパーステーションあったか	訪問介護	稚内市富岡4丁目8番6号	同 15.6.1
デイサービスセンターあったか	通所介護	同	同
有限会社みんと紋別ケアセンター	訪問介護	紋別市落石町1丁目4番20号	同 13.4.2
有限会社みんと紋別ケアセンター	居宅介護 支援	同	同
道南森ロイヤル訪問看護ステーションこもれび	訪問看護	森町字上台町326-117	同 15.6.1
訪問看護ステーションめぐみ	同	七飯町大中山2丁目33-23	同

あなたの笑顔みんなの元気健康を支える国保(こくほ)です。保険料(税)は、必ず納めましょう。

女 満 別 中 央 病 院	訪問看護	女満別町西4条4丁目1番29号	平成15. 5. 1
勤医協むろらんデイサービス	通所介護	室蘭市輪西町2丁目20番12号	同 15. 5. 6
道東勤医協ねむる医院	同	根室市曙町3丁目3番地	同 15. 4. 1
社会福祉法人斜里町社会福祉協議会ぶんこうデイサービス	同	斜里町文光町52番地17	同 15. 5. 1
医療法人社団田中医院厚岸デイケアセンターあやめ	同	厚岸町字真栄町2条63番地5	同 15. 2. 1
げんき福祉用具貸与事業所	福祉用具貸与	白老町大町2丁目1番21号	同 15. 5.25
居宅介護支援事業所陽だまり	居宅介護支援	室蘭市幌萌町43番3号	同 15. 5. 1
シグナル帯広居宅介護ステーション	居宅介護支援	帯広市西2条南20丁目10番地	同

北海道告示第1222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

名 称 又 は 氏 名	サ ー ビ ス の 種 類	所 在 地 又 は 住 所	届 出 の 内 容
社会福祉法人稚内市社会福祉協議会ホームヘルプステーション	訪 問 介 護	稚内市中央4丁目16番2号 稚内市保健福祉センター2F	平成15. 3.31 廃止
社会福祉法人稚内市社会福祉協議会在宅介護サービスセンター	居宅介護支援	稚内市宝来4丁目1番41号 総合福祉センター2階	同
有限会社みんと紋別ケアセンター	訪 問 介 護 居宅介護支援	紋別市大山町2丁目1番地	同 13. 4. 1 同
道東勤医協ねむる医院	介護療養型医療施設	根室市曙町3丁目3番地	同 15. 4. 1 同
勤 医 協 余 市 診 療 所	短期入所療養介護 介護療養型医療施設	余市町黒川町12丁目46番地	同 15. 7. 1 同

医療法人社団田中医院厚岸デイケアセンター	通所リハビリテーション	厚岸町字真栄2条63番地5	同 15. 1. 31 同
社会福祉法人寿都町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	寿都町字渡島町140	同 15. 4. 1 休止
社団法人北海道総合在宅ケア事業団函館訪問看護ステーション	訪 問 看 護 変更前 変更後	函館市白鳥町13番32号 函館市白鳥町13番32号 函館市山の手1丁目18番26号	同 12. 4. 1 変更・所在地

北海道告示第1223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年7月2日、中新土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 内 容
当麻土地改良区	当 東 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	清水川5号頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	協 和 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	牛朱別2号頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	9 号 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	7 号 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	6 号 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第1225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
豊 頃 町	牛首別中央	基盤整備促進〔基盤整備〕（農道）	平成14. 9.27
新 得 町	佐 幌 中	同	同 14. 8. 9
大 樹 町	芽 武	同	同 14.12.20
同	同	同（農業用排水）	同 11. 8.31

北海道告示第1226号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 山越郡長万部町字豊津274の1・274の2・274の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1227号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 天塩郡幌延町字間寒別599の1（次の図に示す部分に限る。）、599の2、599の3
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道留萌支庁経済部林務課及び幌延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 天塩郡幌延町字北進501（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道留萌支庁経済部林務課及び幌延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 新冠郡新冠町字万世211の1・211の4・212の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、211の3、211の5から211の7まで、211の9
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1228号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 常呂郡佐呂間町字仁倉966・字知来15の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、13、14の1
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1229号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁

経済部林務課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1230号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による市道の工事を次のとおり開始する。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 路線名
- 2 工事区間
- 3 工事の種類
- 4 工事開始の日

北海道告示第1231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類
- 2 路線名、道路の区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
共和鶏線	檜山郡厚沢部町鶏町354番4地先から 檜山郡厚沢部町鶏町268番2地先（一般国道227号交点）まで	前	8.00mから 12.00mまで	504.78m	一般国道227号 重複L=14.00m	北海道函館土木現業所
		後	8.00mから 12.00mまで	504.78m	一般国道227号 重複L=14.00m	
		後	16.70mから 23.73mまで	505.02m	一般国道227号 重複L=11.00m	
上厚真苦小牧線	苦小牧市字柏原5番5地先（河川敷地）から 苦小牧市字沼ノ端256番9地先まで	前	20.00mから 63.50mまで	2,022.00m	一般国道235号における 65.00mの間 一般国道234号における 1,243.00mの間	北海道室蘭土木現業所

	前	22.00mから 329.00mまで	1,463.91m	一般国道235号における 935.91mの間 一般国道234号における 528.00mの間
	後	22.00mから 329.00mまで	1,463.91m	一般国道235号における 935.91mの間 一般国道234号における 528.00mの間
勇払郡厚真町字共和841番1地先から 苫小牧市字沼ノ端135番30地先まで	前	11.00mから 329.00mまで	12,711.32m	一般国道235号における 10,366.00mの間 一般国道234号における 1,395.32mの間
苫小牧市字柏原1番1地先から 苫小牧市字沼ノ端135番30地先まで	前	18.00mから 329.00mまで	7,152.32m	一般国道235号における 1,441.00mの間 一般国道234号における 1,395.32mの間
苫小牧市字柏原1番1地先から 苫小牧市字勇払149番10地先まで	前	24.60mから 49.50mまで	4,713.10m	—
勇払郡厚真町字共和90番1地先から 苫小牧市字沼ノ端135番30地先まで	後	11.00mから 266.00mまで	12,915.77m	一般国道235号における 10,639.11mの間 一般国道234号における 1,326.66mの間
	後	15.00mから 266.00mまで	15,945.11m	一般国道235号における 3,410.11mの間 一般国道234号における 1,326.66mの間
勇払郡厚真町字共和90番1地先から 苫小牧市字沼ノ端149番22地先まで	後	15.00mから 146.00mまで	13,635.41m	一般国道235号における 2,015.00mの間

北海道告示第1232号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

都 市 計 画 の 種 類 市町村名
札幌圏都市計画第一種市街地再開発事業（東札幌1条地区） 札 幌 市

北海道告示第1233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の

規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

都 市 計 画 の 種 類 市町村名
滝川都市計画地区計画（ニュータウンせせらぎ、ニュータウンルピナス） 滝 川 市

北海道告示第1234号

室蘭市から、室蘭圏都市計画事業八丁平土地区画整理事業に係る換地処分の一部を取り消

し、新たにその取消し部分について換地処分をした旨、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定による届出があった。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------------|---|
| 1(1) 施行者の名称 | 富良野市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 富良野都市計画下水道事業 富良野公共下水道 |
| (3) 事業計画
ア 事業地 | |
| (ア) 収用の部分 | 変更なし |
| (イ) 使用の部分 | 昭和55年北海道告示第34号、昭和62年北海道告示第721号、平成元年北海道告示第1830号、平成6年北海道告示第1475号及び平成10年北海道告示第1757号の事業地内とする。 |
| イ 事業施行期間 | 昭和54年12月10日から平成21年3月31日まで |
| 2(1) 施行者の名称 | 上川町 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 上川都市計画下水道事業 上川公共下水道 |
| (3) 事業計画
ア 事業地 | |
| (ア) 収用の部分 | 変更なし |
| (イ) 使用の部分 | 平成3年北海道告示第1783号、平成9年北海道告示第286号及び平成12年北海道告示第939号の事業地に字共進を加え、川端町、新光町、栄町及び西町において事業地を変更する。 |
| イ 事業施行期間 | 平成3年11月19日から平成23年3月31日まで |

公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 業務概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 複数市町村等共同アウトソーシング・システム開発実証業務 |
| (2) 業務内容 | 複数市町村等共同アウトソーシング・システム開発実証業務を委託する。 |
| (3) 履行期限 | 平成16年3月19日（金） |

2 参加資格及び審査の考え方

- | | |
|--|--|
| (1) プロポーザルの提出者に要求される資格 | |
| ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 | |
| イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）に基づく指名停止期間中でない者であること。 | |
| ウ 道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。 | |
| エ 過去2年間に国又は地方公共団体と情報システム開発に関する契約を締結し、これを誠実に履行した実績を有するものであること。 | |
| オ 道税を滞納している者でないこと。 | |
| (2) プロポーザルの審査の考え方 | |
| ア 提案者の実力（資格、実績、本業務を円滑に推進するための方策等） | |
| イ 電子自治体プラットフォームの認識等 | |
| ウ コントローラの設計・開発能力等 | |
| エ 開発ガイドラインの作成方策等 | |
| オ 実証実験の遂行能力等 | |
| カ 情報システム開発に関する実績及び資格の有無等 | |

3 手続等

(1) 担当部課

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部 IT推進室情報政策課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 225
ファクシミリ 011 - 232 - 3962
E-mail sogo.joho2@pref.hokkaido.jp

(2) プロポーザル説明書の交付期間及び交付方法

- | | |
|--------|---|
| ア 交付期間 | 平成15年7月11日（金）から23日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで） |
| イ 交付方法 | 直接交付又は北海道のホームページ（総合企画部 IT推進室）への掲 |

示（URL <http://www.pref.hokkaido.jp/skikaku/sk-jkkku/index.htm>）による。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 平成15年7月23日（水）午後5時
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 平成15年8月22日（金）午後5時
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参すること。

4 その他

- (1) 別途プロポーザルに関する説明会を実施する。
- (2) 詳細は、プロポーザル説明書によること。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 業務概要

- (1) 業 務 名 汎用電子申請システム構築業務
- (2) 業務概要 平成14年度に行った「汎用電子申請システム基本設計業務」の成果を生かして、汎用電子申請システムの構築に係る詳細設計、プログラム開発、稼働環境構築、運用支援、試行運用及びプロジェクト管理を委託するものである。
- (3) 履行期限 平成16年3月31日（水）

2 参加資格及び審査の考え方

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

- ア 道の「情報システムの開発に関する競争入札参加資格業者」として登録されている者（共同企業体を含む。）であること。
- イ 道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。
- ウ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した実績を有する者であること。

(2) プロポーザル審査の項目

- ア 業務全般に関すること。
- イ 詳細設計及びプログラム開発に関すること。
- ウ 稼働環境の構築に関すること。

エ 運用支援に関すること。

オ プロジェクト管理に関すること。

カ サービスレベルやライフサイクルコストなどに関すること。

3 手続等

(1) 担当部課

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部 IT推進室情報基盤課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 566
ファクシミリ 011 - 232 - 3962
E-mail sogo.jokil@pref.hokkaido.jp

(2) プロポーザル説明書の交付期間及び交付方法

- ア 交付期間 平成15年7月11日（金）から23日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）
- イ 交付方法 担当部課における直接交付又はインターネットのホームページへの掲示（URL <http://www.from.pref.hokkaido.jp/e-appli/>）による。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 平成15年7月23日（水）午後5時まで
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 平成15年8月22日（金）午後5時
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参すること。

4 その他

- (1) 別途プロポーザルに関する説明会を実施する。
- (2) 詳細は、プロポーザル説明書によること。

北海道介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱に基づき、第6回実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 試験実施日 平成15年10月26日（日）

2 試験地及び試験場所

- (1) 試験地は、次の表の右欄にあげる受験者の勤務地（勤務地がない場合は住所地）を所

管する支庁ごとに定める左欄の会場とする。

試 験 地	支 庁
札幌会場	石狩、空知、後志、胆振、日高
函館会場	渡島、檜山
旭川会場	上川、留萌、宗谷
網走会場	網走
帯広会場	十勝
釧路会場	釧路、根室

(2) 試験会場は、受験申込者に対して受験票により通知する。

3 内容・方法

介護保険制度、ケアマネジメント等の基礎知識について5肢複択方式及び5肢択一方式で行う。

4 受験資格者の範囲

次の(1)から(3)までに定める期間が通算して5年以上であり、かつ、当該勤務に従事した日数が900日以上であること又は(4)に定める期間が10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上であること。

(1) 次のいずれかの資格を有する者が、その資格に基づく業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士

(2) 特別養護老人ホームの生活指導員等が、施設に必置とされている相談援助業務等に従事した期間

(3) 社会福祉主事任用資格者等が、特別養護老人ホーム等で、介護等の業務に従事した期間

(4) 社会福祉主事任用資格者等に該当しない者が、特別養護老人ホーム等で、介護等の業務に従事した期間

なお、受験資格要件の詳細は道保健福祉部介護保険課又は各支庁総務部社会福祉課に問い合わせること。

5 試験案内、受験申込書の配布

平成15年7月25日（金）から8月26日（火）までの間、各支庁総務部社会福祉課及び各市区町村窓口において配布する。

6 受験申込書の提出先

受験者の勤務地（勤務されていない方は住所地）を所管する支庁総務部社会福祉課

7 受験申込書の受付期間

平成15年8月18日（月）から26日（火）までとする。

なお、送付の場合は平成15年8月26日（火）までの通信日付印のあるものに限り受理する。

8 提出書類

- (1) 受験申込書
- (2) 実務経験（見込）証明書
- (3) 受験者整理カード（写真をはり付けたもの）
- (4) 資格を証明する免許等の写し
- (5) その他必要書類

9 受験手数料

7,700円に相当する額面の北海道収入証紙を所定の欄にはり付け、印章又は署名により消印すること。

10 受験票の送付

受験申込書を受理したときは、試験場所その他受験上の注意事項を記載した受験票を送付する。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年7月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 業務概要

(1) 業 務 名 事業支援インストラクター派遣業務

(2) 業務内容 北海道が募集する「事業支援インストラクター」の派遣を希望する中小企業者に対し、ヒアリング等の方法によって人材ニーズを把握し、適合するスキルを有する失業者を「事業支援インストラクター」として派遣し、失業者の再就職活動を促進する。

(3) 履行期限 平成16年3月25日（木）

2 参加資格及び選定基準

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人その他の法人又は法人以外の団体であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者で、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する者であること。

イ 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年7月5日法律第88号）第5条に基づき厚生労働大臣から一般労働者派遣事業の許可を受け、かつ、職業安定法（昭和22年11月30日法律第141号）第30条に基づき厚生労働大臣から有料職業紹介事業の許可を受けているもの、又は同法第33条に基づき厚生労働大臣から無料職業紹介事業の許可を受けているものであること。

ウ 原則として、過去3年間に於いて国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約締結し、確実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも業務を実施する実力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。

エ 事業費に占める人件費の割合が8割以上（やむを得ないと認める場合は7割以上）であること。

オ 事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者数の割合がおおむね4分の3以上であること。

カ 本委託事業で新たに雇用されることとなる予定者の雇用期間は、原則として、45日以上6月未満であること。

キ 新規雇用者の募集及び採用に当たっては、原則として公共職業安定所に求人申込票を提出し、当該業務の新規雇用者として採用すること。

(2) プロポーザルの評価基準

ア 事業者の適格性

イ 企画提案の目的適合性

ウ 業務遂行手法の妥当性

エ 雇用条件の適合性

3 手続等

(1) 担当部局

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部雇用対策課雇用推進グループ

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 761

(2) 企画提案指示書の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間 平成15年7月11日（金）から18日（金）まで（土曜日、日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 交付方法 直接交付する（郵送等はしない。）。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成15年7月18日（金）午後5時まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること（郵送等は不可）。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 平成15年8月1日（金）午後5時まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること（郵送等は不可）。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(4) その他

ア 企画提案書に関するヒアリングを実施する。

イ 詳細は、企画提案指示書によること。

道札幌中央道税事務所公告

次の軽油引取税免税証については、亡失認定を行い、平成15年6月27日以降無効とした。

平成15年7月11日

北海道札幌中央道税事務所長 井 川 二 郎

免税証の種類	記号及び番号	枚数	用途	有効期間	免税証記載販売業者住所（所在地）及び氏名（名称）	免税証交付事務所名
50円券	F0426339	1	船舶	H15. 4. 1 }	小樽市築港5番7号 株式会社 マリンウェーブ小樽	北海道札幌中央道税事務所

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定の適用を受ける政治団体の告示（平成14年北海道選挙管理委員会告示第62号）の一部を次のとおり訂正する。

平成15年7月11日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

平成15年7月11日（金曜日）

北海道公報

第1483号 129

「政治団体の名称				代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先	
下坂節子後援会				井 下 まさの	福 原 仁 子	同	」を
「政治団体の名称				代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先	
下坂節子後援会				井 下 まさの	福 原 仁 子	同	に改める。
田中勝男後援会				佐 藤 亥十昭	伊 藤 渉	同	」

日高海区漁業調整委員会 告 示			
--------------------	--	--	--

日高海区漁業調整委員会告示第 1 号			
日高海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。			
平成15年 7 月11日			
日高海区漁業調整委員会会長 吉 田 正 一			
日高海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程			
日高海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成 7 年日高海区漁業調整委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。			
第 5 条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第 1 項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。			
第11条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。			
附 則			
この規程は、公布の日から施行する。			

正 誤			
○平成15年 7 月 1 日（第1480号）			
北海道告示第1180号（土地収用法による事業の認定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。			
ページ	欄	行	

11	右	8
誤	鹿追町国民健康保険病院移転整備事業	
正	鹿追町国民健康保険病院移転改築事業	

北海道告示第1182号（都市計画の変更の案の縦覧）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。		
ページ	欄	行
13	左	33
誤	旭神楽岡団地汚水中継ポンプ場	
正	神楽岡団地汚水中継ポンプ場	